国会事項

衆議院

議案提出

一月二十日議員から提出した議案は次のとおりである。

政党助成法の一部を改正する法律案（林幹雄外四名提出）

質問書提出

一月二十日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

政治資金規正法違反容疑による現職国会議員の逮捕に関する質問主意書（鈴木宗男提出）

参議院

質問主意書転送

一月二十日次の質問主意書を内閣に転送した。

米国の核態勢見直しに対する我が国の対応に関する質問主意書（浜田昌良提出）（第一号）

国連気候変動枠組条約第十五回締約国会議の結果に関する質問主意書（浜田昌良提出）（第二号）

鳩山総理とクリントン米国務長官とのミスコミュニケーションに関する質問主意書（浜田昌良提出）（第三号）

普天間基地移転についての鳩山総理の発言に関する質問主意書（浜田昌良提出）（第四号）

米軍厚木飛行場空母艦載機の移駐に関する質問主意書（浜田昌良提出）（第五号）

竹島問題に関する質問主意書（亀井亜紀子提出）（第六号）

国立国会図書館

○国立国会図書館告示第一号

国立国会図書館法第二十五条の三第三項のインターネット資料等に関する件を次のように定める。

平成二十二年一月二十二日

国立国会図書館長　長尾　真

国立国会図書館法第二十五条の三第三項のインターネット資料等に関する件

（国立国会図書館法第二十五条の三第三項のインターネット資料）

1　国立国会図書館法（昭和二十三年法律第五号。以下「法」という。）第二十五条の三第三項のインターネット資料は、次の各号に掲げる出版物と同等の内容を有するものであって、国立国会図書館の館長が自動収集プログラム（法第二十五条の三第一項に規定するインターネット資料を自動的に収集するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。）をいう。以下同じ。）によっては法第二十五条の三第一項の記録を行うことができないものをいう。

一　年鑑、要覧及び職員録
二　業務報告
三　予算書及び決算書
四　統計資料
五　官報、法令集、規則集及び判例集
六　法律解説書
七　目録及び書誌類
八　議会資料
九　基本計画書
十　政策評価書
十一　財務諸表
十二　調査報告書
十三　学術上の論文に係る出版物
十四　広報資料
十五　講演会、展示会等の関係資料
十六　審議会等の関係資料
十七　その他前各号に準ずる出版物

（国立国会図書館法によるインターネット資料の記録に関する規程第二条の基準）

2　国立国会図書館法によるインターネット資料の記録に関する規程（平成二十一年国立国会図書館規程第五号）第二条の基準は、国立国会図書館の館長が自動収集プログラムにより法第二十五条の三第一項の記録を行うことができることとする。

附　則

この告示は、平成二十二年四月一日から施行する。

○国立国会図書館告示第二号

複写料金に関する件の一部を改正する件を次のように定める。

平成二十二年一月二十二日

国立国会図書館長　長尾　真

複写料金に関する件の一部を改正する件

第一項の表マイクロフィルムからの引伸印画（電子式引伸印画を除く。）の項を削り、同表注一中「「A五」」及び「、日本工業規格A列五番」を削り、同表注二中「図書館資料と同等の内容を有する情報」を「国立国会図書館資料利用規則（平成十六年国立国会図書館規則第五号）第一条に規定する電子情報」に改める。

附　則

1　この告示は、平成二十二年四月一日から施行する。

2　この告示による改正後の複写料金に関する件第一項の規定は、平成二十二年四月一日以後に申込みを受理した複写について適用し、同日前に申込みを受理した複写に係る料金については、なお従前の例による。

人事異動

総務省

（自治財政局公営企業課長）総務事務官　佐々木克樹

辞職を承認する（一月十九日）

（地方職員共済組合地方共済事務局長）主事　上杉　耕二

自治財政局公営企業課長に採用する

（内閣府大臣官房審議官（経済社会システム担当））内閣府事務官　滝本　純生

大臣官房審議官（税務担当）に転任させる

（大臣官房審議官（税務担当））総務事務官　佐藤　文俊

内閣官房に出向させる

（地方公共団体金融機構経営企画部長）　山内　健生

大臣官房付に採用する

（大臣官房付）総務事務官　山内　健生

内閣府に出向させる（以上一月二十日）

財務省

（主税局総務課長）財務事務官　佐川　宣寿

大臣官房審議官を命ずる

兼ねて主税局総務課長事務取扱を命ずる

（大臣官房審議官）同　佐藤　慎一

内閣官房に出向させる（以上一月二十日）

経済産業省

（総務省九州管区行政評価局長）総務事務官　渡辺　信一

経済産業事務官（大臣官房審議官）に転任させるIT戦略担当を命ずる

（大臣官房審議官（IT戦略担当））経済産業技官　武井　俊幸

総務省に出向させる（以上一月十五日）

（大臣官房長）経済産業事務官　安達　健祐

大臣官房総括審議官に併任する

（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　久貝　卓

経済産業事務官（大臣官房付）に転任させる（以上一月二十日）

官庁報告

労働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について

今般、鳥取労働局の関係労働者を代表する者笠見猛の辞任の申出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第１項の規定に基づき、補欠の関係労働者を代表する者を指名いたしたいので、資格がある労働者の団体は、下記により関係労働者を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成22年1月22日

厚生労働大臣　長妻　昭

記

1　推薦資格　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第３条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者の加入している労働者の団体であって、鳥取労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

2　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式による推薦書の正本及び副本に候補者の履歴書２部を添えて提出すること。

3　推薦締切日　平成22年２月１日

4　推薦書及び添付書類提出先　鳥取労働局労働基準部労災補償課